

「地産地消協力農業者」登録に関する事務処理要領

1 目的

この規定は、本市の「地産地消」の積極的推進を図るため、「地産地消」運動を理解し、協力いただける農業者を「地産地消協力農業者」として登録するうえで、必要な事項を定めるものとする。

2 登録条件

「地産地消協力農業者」の登録ができる農業者は、次の条件を満たすものとする。

- 1) 市内に住所を有する農業者。
- 2) 本市農業施策並びに「地産地消」運動推進に協力できる農業者
- 3) 出荷品目毎に栽培計画書、栽培実績書等により栽培履歴を記帳し、公表ができる農業者。

3 登録申請

「地産地消協力農業者」の登録を受けようとする農業者は、地産地消協力農業者登録申請書兼栽培計画書（第1号様式）を提出するものとする。

申請期間は原則、2月1日から2月末日までとする。

4 審査及び登録の認定

「地産地消協力農業者」の登録申請については、市において、登録条件、栽培計画書等についての適合を審査するものとする。

審査の結果、適合と認めるときは、登録申請者に対し登録認定書を通知し、登録の認定を行うものとする。また、審査の結果、不適合と認めるときは、登録申請者へ、審査結果を通知するものとする。

5 登録期間

「地産地消協力農業者」の登録期間は原則、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

6 栽培計画等の中止、変更

「地産地消協力農業者」の登録をうけた農業者が、栽培計画書に係る品目の栽培を中止する場合は、届出を行わなければならない。

また、次に掲げる事項を変更するときは栽培計画変更の届出を行い、第3、第4に準じて市の審査を受けなければならない。

- 1) 栽培計画書に係る圃場の所在地
- 2) 栽培計画書に係る防除や薬剤の追加

7 実績報告

「地産地消協力農業者」の登録を受けた農業者は、栽培計画書に係る出荷品目ごとに、収穫終了後、原則30日以内に地産地消協力農業者栽培報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

8 調 査

市は、「地産地消協力農業者」の登録を受けた農業者に対し、農薬の使用状況、圃場状況、出荷農産物の残留農薬分析等の調査ができるものとする。

9 P R及びロゴマークの使用

「地産地消協力農業者」の登録を受けた農場者については、市ホームページ等での紹介、情報提供によるP Rを行うとともに、栽培計画書に係る品目を出荷する場合に「地産地消」推進統一ロゴマークの使用による表示ができるものとする。

10 登録取消

市は、登録を受けた農業者が、次のいずれかに該当したときは、登録を取消することができるものとする。

- 1) 登録条件を満たすことができなくなったとき。
- 2) 栽培計画変更の届出による審査により、不適合と判断されたとき。
- 3) 栽培計画書に係る出荷品目毎に、収穫終了後、原則30日以内に栽培実績書または、それに準ずる書類の提出がなされないとき。
- 4) 対象品目の生産、出荷、販売等について、信用を損なう行為により、「地産地消協力農業者」のイメージを失墜させたとき。
- 5) その他「地産地消」運動推進の事業目的に反する行為をしたとき。

11 苦情処理

「地産地消協力農業者」として生産、出荷した品目に関して苦情があったときは、自己の責任において、必要な措置を講じなければならない。

12 その他

この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規定は、平成15年3月6日から施行する。

この規定は、平成26年2月1日から施行する。